

公益社団法人五條市シルバー人材センター会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人五條市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額 2,500 円とする。
- (2) 年度の途中において正会員となった場合、別表のとおりとする。
- (3) 特別会員の会費は、年額 1,000 円とする。
- (4) 賛助会員の会費は、年額 1,000 円とする。
- (5) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。

- 2 ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後2月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費については、公益目的事業及び管理部門（法人会計）において2分の1ずつ使用するものとする。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第5条 正会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

- 2 センターは、正会員、特別会員及び賛助会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(委任)

第7条 この既定に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する（第 2 条第 1 項）

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する（第 2 条第 2 項追加）

(別表) 第 2 条第 2 項

入会時期	会費の額
4 月 1 日～9 月 3 0 日	2, 5 0 0 円
1 0 月 1 日～1 2 月 3 1 日	1, 2 5 0 円
1 月 1 日～3 月 3 1 日	6 2 5 円